

愛西市男女共同参画推進懇話会 会議録

会 議 名	令和6年度 第1回 愛西市男女共同参画推進懇話会
開 催 日 時	令和6年6月20日（木）午後1時50分から午後3時30分まで
開 催 場 所	愛西市役所北館 2階 会議室2-2
出 席 者	委員8名 日置雅子委員、若山壽雄委員、山田彰子委員、竹内明彦委員、 水野将旭委員、福岡麻里委員、品川倫子委員、山田久仁子委員 説明のために出席した者（市民協働課職員）4名
欠 席 者	1名
協 議 事 項 等	●協議事項 1 役員選出について 2 令和5年度の実施状況について 3 令和6年度の取り組みについて 4 ファミリーシップ制度について 5 その他
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	・ 懇話会 次第 ・ 資料1 会議運営要領 ・ 資料2 愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱 ・ 資料3 第4次愛西市男女共同参画プラン 目標指標進捗管理 ・ 資料4 第4次愛西市男女共同参画プラン 令和5年度実績報告 ・ 資料5 令和5年度の実績報告 ・ 資料6 第4次愛西市男女共同参画プラン 令和6年度実施計画 ・ 資料7 令和6年度の取り組み ・ 資料8 愛西市ファミリーシップ制度の導入について ・ 資料9 愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案） ・ 資料10 パートナーシップ・ファミリーシップご利用の手引き（案） ・ 参考資料1 男女共同参画サテライトセミナーちらし ・ 参考資料2 ママ・ジョブ・あいち出張相談ちらし ・ 参考資料3 ファミリーシップ制度に係る愛西市の行政サービスについて
審 議 経 過	別紙のとおり

審 議 経 過

発言者	内容（概要）
市民協働課長	この会議については、「愛西市審議会等の会議公開に関する要綱」に基づき、「愛西市男女共同参画推進懇話会 会議運営要領」を定め、公開とします。なお、本日の傍聴希望者はございませんでした。 それでは、開会にあたり、市民協働部長よりごあいさつを申し上げます。
市民協働部長 市民協働課長	あいさつ 〈市民協働部長あいさつ〉 続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。 〈資料の確認〉 〈各委員の自己紹介〉
市民協働課長	1. 役員選出について 次第1の「役員選出について」を議題とします。愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱第4条により、懇話会には会長、副会長を置くことになっています。会長は、委員の互選で定めることとなっています。また、副会長は、会長からの指名となっております。
委員 市民協働課長	初めに会長の選出をお願いします。立候補、もしくはご推薦はありますか。愛知県立大学名誉教授である日置雅子さんを推薦いたします。 ただいま、日置委員の推薦がございました。ご異議ございませんか。
市民協働課長	〈異議なし〉
会長	会長は、日置委員にお願いすることといたします。引き続き、副会長の選任を行います。副会長は、会長の指名となっておりますので、会長さん、ご指名をお願いいたします。 愛西市人権擁護委員会の会長を務めておられる若山委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
市民協働課長	〈異議なし〉
市民協働課長 会長 副会長 市民協働課長	日置委員から若山委員にとの発言がありましたので、若山委員、副会長をお願いします。 席の移動後、会長、副会長のお二人からご挨拶をお願いします。 〈会長あいさつ〉 〈副会長あいさつ〉 ここからは会長の進行でお願いします。
会長	2. 令和5年度の実施状況について 続きまして、次第2「令和5年度の実施状況について」を議題とします。事務局、説明願います。
事務局 会長	〈資料3～5を利用して説明〉 ただいま、事務局から令和5年度の実施状況について報告がありましたが、何かご質問などがありますでしょうか。
委員意見 事務局	・評価のA B C Dの基準が分からない。 →各課がそれぞれ活動した実績について各課で評価している。例えば目標が年1回で実績が年4回など目標を上回っていればAを、回数が上回っていなければBを、実施していければDと評価。
委員意見	・自己評価なので、評価が高いところほど疑問に感じる。評価をBやCとする方が自分たちで問題を認識しているということではないか。 ・市役所における男性の育児休業取得率が上昇している。子どもが生まれた

事務局 委員意見	男性の場合、配偶者の出産に伴う休暇や育児参加のための休暇、育児休業が取得できる。 ・男性で育児休業を取っている方がいること自体が、そういうこともできるのかという発想だったが、最近になって段々とそれは当たり前なんだということが分かるようになった。 ・育児休業中の給与の支払いは、通常と変わらないのか。 →育児休業期間中は無給だが、共済組合から育児休業手当金が支払われる。100%ではなく7割ほど。人事課でも新規採用職員向けの研修の中で、実際に育児休業を取得した男性職員に話をしてもらい、制度を案内している。 ・自分の職場でも取得されている方がそれなりにいるが、若い内はそこまで給料が高くないので、収入が減少する面でなかなか取りづらいというのがあると思う。 ・育児・介護休業法で、本人または配偶者の妊娠・出産が分かったら育児休業取得の意向確認が義務づけられている。自分からは言いにくい、聞かれると答えやすい。 ・小学生の子がいる。自分の子が生まれたとき制度はあったが、取得すると生活できず、取得に踏み切れない状況だった。収入減少の点が改善されていくと取得しやすくなると思う。 ・民間企業の中小企業になると取得が難しいのでは。 ・ただ中小企業だと、より働きやすい職場の整備をしなければ人材が流出していくと思われる。
会長 事務局 会長	3. 令和6年度の取り組みについて 続きまして、次第3「令和6年度の取り組みについて」を議題とします。事務局、説明願います。 〈資料6～7を利用して説明〉 ただいま、事務局から令和6年度の取り組みについて報告がありましたが、何かご質問などがありますでしょうか。
委員意見 事務局 委員意見	・令和5年度の実績で評価がDで実施できなかった取組について、令和6年度の目標に同じ取組を記載しているが、再び令和6年度の実施が0件ならば目標として書くだけで意味がないと思う。 →今年0だったものをどのように1にしていくのかは具体的な取り組みは各課の担当になる。市民協働課からR6年度は取り組んでいただくよう話をするとはできるが、具体的な取組は各課で目標に向かって実施していただくことになる。 ・今年度も引き続き同じ目標を書いているので、令和5年度は何かの理由で目標を達成できなかったと思われるが、今年度は各課で解決し検討していただく。 ・例えば、実績報告の2つ目「人権問題をテーマに講演会・講座を開催する」という目標だった。令和5年度は市で開催はせず評価をDとしているが、県主催の研修に参加を呼びかけ25名が参加した。令和6年度の目標は参加を促す形に変更している。 ・何を持って目標達成とするのか。回数を目標としているが、実施するというのは第一段階で、目標は回数ではなく理解されたというところまで落としこんで達成となるのではないか。 ・実施も大事だが、何を求めるかということを明確にして、それを評価できるような方法を将来的に考えていかないといけない。 ・イベントや事業をやった後にアンケートに回答いただくと少なくとも参加

事務局	された方がどの程度理解されたかが分かる。 ・評価について、年1回の開催だと、開催した場合がAで開催しなかったらDになり、その間の評価のBもCもないのが気になる。 ・課題になってくるのは、周知徹底するのが難しい。興味関心をできるだけ広げていくのが大事だと思う。 ・人を集めるのが難しい時代になった。あいさいさん祭りは呼ばなくても人が来る。そういうのを上手く活用すると良い。 ・市の広報紙は必要などころを見るのみで、その他にあまり目がいけない。 ・この問題はどの市町村でもあることだが、なかなか住民に市の様々な事業が伝わらない。 ・ネットを開けばすべて見られるが、見ようと思わなければ辿りつかない。 ・オンラインの講演会を市で実施しようとするのは難しいか。 →オンライン会議に参加することはあるが、講演会をオンライン開催は難しい。
会長 事務局	4. ファミリーシップ制度について 続きまして、次第4に移りたいと思います。事務局、説明願います。 〈資料8～10を利用して説明〉
委員意見	・現時点で実際ファミリーシップ制度を導入している市町村で問題点や課題は聞いているか。
事務局	→特に情報は入ってきていない。名古屋市では令和4年から始まり、令和6年5月末で160組。
委員意見	・今後、制度が一般的にもっと広まって、宣誓したいという方が増えてくれば、問題点は出てくるかと思う。 ・名古屋市は夫婦だからこそ受けられる割引やサービスがあるが、そういったサービスはあるか。
事務局	→資料「ファミリーシップ制度に係る愛西市の行政サービスについて」を机上に置かせていただいた。昨年度からファミリーシップ制度導入を考えていた中で、当初は県がファミリーシップ制度設計を行うということで県の証明を受けた方が愛西市で何か可能になる行政サービスはないかということで協議をしてきた。
委員意見 事務局	・制度を悪用される可能性はないか。 →住所が入る証明書を出して、希望される方には別でカードをお出しするが、通常行政は各種手続きをする場合にはこのような証明カードに併せて免許証等の本人確認の書類も提示いただく。カードや証明書だけで進めず本人確認した上で各種手続きを進めていくので、悪用は現状では想定していない。
委員意見	・愛知県54の自治体の内、34の自治体で導入している。今のところは問題が起きた等は聞いていない。 ・多くの方が利用するわけではなく、少数の方が利用する。 ・愛西市で検討している制度では、結婚できるが結婚をしていない男女のカップルも申請できるか。
事務局	→可能としている。
委員意見	・証明カードに顔写真は入らないということか。身分証明とはならないということか。
事務局	→そのとおりです。
委員意見	・当初この制度ができたときは同性パートナーだけが対象だったが、今は異性パートナーにまで対象が広がっている。

事務局	・いわゆる選択的夫婦別姓が今の日本では認められていない。キャリアを積む妻の方で性を変えたくない人もいる。 ・民間のサービスで、例えば病院で手術をする際の同意が可能になる等はあるか。 →愛西市では市民病院がないが、市民病院がある市では手術の同意が可能になるということはあるかもしれない。
委員意見	・生命保険会社で、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の証明書を発行された方については、生命保険でできることを載せている会社もある。 ・市の行政サービス以外の部分は把握しきれていない。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる自治体間連携について、協定を締結している自治体では転入先の自治体で手続きの一部を省略できるようになる。 ・民間病院のことは民間病院の範囲で市ではどうしようもないが、市ではファミリーシップ制度を導入しているので、同性パートナーも認めていただきたいと要請はできる。今まではそういった方は対象にもならなかった。 ・国が同性婚を認めていない以上は、それまでのつなぎとしてこの制度がある。
事務局 委員意見	・海部管内ではまだどこも制度が導入されていない。 ・導入数が35まで来ているので、あとは取り残されたら困るという気持ちで自治体には働く。 ・県内では西尾市が最初に導入した。そうすると、西尾市の近隣の市町村が導入していき、三河から広がっていき、尾張が遅れた。 ・宣誓制度に更新はないか。
事務局	→一度宣誓をしていただいて証明書を出したら解消されないかぎりはそのままで、更新の手続きはない。
委員意見	・岡崎市は条例で定めているので議会の承認がいるが、要綱で作成するなら実際に動かしてみても疑問点が出てきたら要綱を変更可能。 ・市の証明と県の証明を両方取得することは可能か
事務局 委員意見	→可能。 ・この制度を愛西市として取り組むことは、愛西市として少数者の人のニーズを考えているというメッセージになる。
事務局	・昨年度、県が令和6年4月1日から制度運用を開始するので、要綱を市で作成するのではなく県の要綱を利用し、準用した形で行政サービスを考えるところから開始した。当初はその形で進めていたが、事務局側で県要綱との兼ね合いや各サービスの詳細について再度調整が必要であると判断し、令和6年4月1日からのサービス開始を見合わせた。 ・県での申請は、愛西市民が何件あったかの通知は来ないという事実があった。
委員意見	・市としても件数を把握したいという思いがあるのと、他の市町村が独自に制度を作りにかかるという話も聞いていたこともあり、愛西市としても今の性の多様性を認めていくという部分で、今回改めて市の要綱を作り、市の制度を運用開始していく方向でこの要綱を提案させていただいた。 ・この制度に疑問を持たれるパートナーの方は応募はしてこないと思われる。 ・日本の同性カップルが、自治体のパートナーシップ制度で証明書を得ていたが世間の目は冷たく日本国内で迫害されたことでカナダから難民認定を受けたというニュースがあった。日本としては恥ずかしいことだと思った。制度が広まっていき、意識的なものが変わっていけばよい。今までこうだといっていたものとそれと違う存在が出てくると拒絶反応が出て、慣れるのに時間がかかる。いわゆる普通だと思っている我々に何か被害が及んでくるわけ

会長	でもない。 ・懇話会としてはこの市の宣誓制度の導入を承認することでもいいか。 →（委員賛成）
事務局	５．その他 ・本日お認めいただいたので、この後市の本部会議へかけ、決裁が下りた段階での運用を予定しており、運用開始は 11 月頃を予定。 ・運用開始した場合、W e b ページや L I N E でまずは周知させていただいて、広報は原稿締切が 2 か月前のため運用開始後の掲載になる。 ・次回の懇話会は 11 月頃に開催予定。 以上で、本日の懇話会を閉じさせていただく。 〈閉会〉